

平成 30 年 10 月 31 日

第 3 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成30年10月31日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫 (遅刻)
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

お早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

只今より、平成30年第3回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

はい、丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

最近はまだ秋本番を迎えていることを感じておりますが、また、皆様方の地域の中でも秋祭りもまだ終わってないところもありますけども、ほとんどが終わっているのではないかな、また、先日の日曜日は健康フェスタも盛大に開催することが出来ました。皆様方のご尽力に感謝を申し上げます。加えて多度津フェスティバルまたポップまつり、これが一緒になってポップフェスということになりましたけど、これも一緒になってやるのが私共にとっては長年の夢でありましたので、それもかなえられて盛大に多度津の秋祭りが開催されましたこと、本当に皆様方のご協力、ご尽力に対して心から感謝を申し上げます。今日はそういう中におきまして臨時会を開催致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用中のところとは思いますが、ご参集頂きまして有難うございます。今日は、工事請負契約についての2件をご審議頂く臨時会でございます。よろしくお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。有難うございます。

議長（志村 忠昭）

はい、有難うございました。

只今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第3回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第3回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、7番、小川保君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第3回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定を致しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

去る 10 月 18 日に開催されました四国地区町村議会議長会研修会におきまして門瀧雄君、庄野克宏君の 2 名に 19 年以上在籍の自治功労者として四国地区町村議会議長会表彰がありました。ここにご報告申し上げるとともに只今から表彰の伝達を行ないたいと思います。門瀧雄君、庄野克宏君、前の方へお進み下さい。

(表彰状伝達 一同拍手)

議長 (志村 忠昭)

日程第 4、議案第 1 号、工事請負契約の締結について「平成 30 年度豊原校区放課後児童クラブ新築工事」を議題と致します。なお、タブレット端末にも掲載されておりますので、よろしくお願いを致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長 (岡部 登)

お早うございます。議案第 1 号「工事請負契約の締結について」の提案説明をさせていただきます。

工事の件名につきましては、「平成 30 年度 豊原校区 放課後児童クラブ新築工事」でございます。工事場所は、多度津町大字南鳴で、契約の方法につきましては、7 社による制限付一般競争入札でございます。契約金額は、6,696 万円で、その内消費税額は、496 万円でございます。参考までに、請負比率は、99.04%でございました。

工事請負人は、多度津町大字道福寺 451 番地、枝園建設株式会社、代表取締役 枝園裕子でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページから 5 ページに工事請負契約書、契約保証金にかわる保証証書及び入札金額内訳書の写し、並びに位置図を添付致しております。建設理由と致しましては、労働等のため保護者が昼間家庭にいない子どもについて、放課後児童クラブで受け入れておりますが、平成 24 年の児童福祉法改正により、対象年齢が小学校 6 年生までに引き上げられたことや、女性の社会進出や働き方の多様化などにより利用希望者が年々増加しており、待機児童が発生している状況がございます。そこで、高学年の受入れが未だ実施できていない校区につきまして、平成 30 年度「子ども・子育て支援整備交付金」を活用して、豊原校区に放課後児童クラブを新築しようとするもので、これにより豊原校区の待機児童を解消し、放課後に安心し

て過ごせる場を確保しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、平成 31 年 3 月 22 日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第 1 号、工事請負契約の締結についての、提案説明をさせて頂きました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。ここでお諮り致します。議案第 1 号については委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

はい、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 1 号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定を致しました。

日程第 5、議案第 2 号、工事請負変更契約の締結について「平成 29 年度堀江第 3 雨水幹線函渠築造工事」を議題と致します。提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。議案第 2 号、工事請負変更契約の締結についての提案説明をさせて頂きます。

本件は、平成 29 年 10 月 27 日、枝園建設株式会社、代表取締役、枝園裕子氏と 4,644 万円で契約し発注致しました平成 29 年度堀江第 3 雨水幹線函渠築造工事でございます。

本工事につきましては、用水路機能を有した水路工事であるため、地元水利組合及び地元淡水魚養殖組合との工期期間の取り決めしており、工事工程の調整に期間を要したため、当初契約工期を延ばし平成 30 年度へ契約繰越をした工事であります。

今回の変更契約につきましては、雨水事業の早期完了をはかるため、平成 29 年度に国費の追加補正の要望を申請し、平成 30 年 2 月に追加内示を頂き、未契約繰越をしておりました事業費について、本工事の施工延長の追加変更の財源にあて、事業推進をするものでございます。

変更の内容につきましては、函渠の施工延長を 18.5m 追加、これに伴うオープンシールド工法の施工延長も 18.5m 追加等するものでございます。

契約金額につきましては、当初契約金額 4,644 万円に対し、契約変更金額として、1,140 万 5,880 円を増額しようとするものでございます。

参考として、請負比率は 98.85% でございました。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

以上簡単ではございますが、議案第 2 号、工事請負変更契約の締結についてよろしくご審議賜りますようお願いをし、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。ここでお諮り致します。議案第 2 号について委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（村井 保夫議員入場 09 時 14 分）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定を致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、平成30年第3回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉会 午前9時16分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 30 年 10 月 31 日
第 3 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記